4　無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書	
㈠　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	十五年
㈡　有期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五年
㈢　罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
5　控訴又は上告の申立てについての確定裁判（1から4までの確定裁判を除く。）の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間
6　その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間
二　裁判書以外の保管記録	
1　刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	
㈠　死刑又は無期拘禁刑に処する裁判に係るもの	五十年
㈡　二十年を超える有期拘禁刑に処する裁判に係るもの	三十年
㈢　十年以上二十年以下の拘禁刑に処する裁判に係るもの	二十年
㈣　五年以上十年未満の拘禁刑に処する裁判に係るもの	十年
㈤　刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	八年
㈥　五年未満の拘禁刑に処する裁判（㈤の裁判を除く。）に係るもの	五年
㈦　罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
2　刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	
㈠　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	十五年
㈡　有期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五年
㈢　罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
3　その他の保管記録	法務省令で定める期間

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第四十一条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十二条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）

第四十三条　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定並びに第七条第一項、第二項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第四十四条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四十五条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項第一号から第十二号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十三号及び第十四号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七条の二第一項中「懲役又は」を「拘禁刑又は」に改め、同項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第四十六条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号及び第十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の一部改正）

第四十七条　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条及び第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第四十八条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第一項、第二百五十六条、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条及び第二百六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十二条及び第二百六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。